

改正労働法徹底解説

VII. 女性の被雇用者



VII. 女性の被雇用者

1. 国家の政策

1.1 現行法

- 働く女性への平等な労働権を保障する（*同法第153条1項*）。

1.2 新法

- 働く女性、男性の平等権を保障、性別の平等の措置を実施、職場でのセクシャルハラスメントを防止する（*同法第135条1項*）。



注意点

- 職場でのハラスメントの防止が、国家の政策として強調されている。

VII. 女性の被雇用者

2. 妊婦などの保護

2.1 現行法

- 雇用者は、妊娠7ヵ月以上、12ヵ月未満の子供を育児中の者を、深夜労働・時間外労働・出張させてはならない（労働法第155条1項）。

2.2 新法

- 12ヵ月未満の子供を育児中の者については、本人の同意のある場合を除くとなっている（同法第137条1項b）。



注意点

- 時間外労働や出張が禁じられる事で、女性に不利益が生じる場合もあるので、法規に柔軟性を持たせたと考える。

VII. 女性の被雇用者

3. 産休中における雇用契約の更新

3.1 現行法

- 規定はない。

3.2 新法

- 産休中、12ヵ月未満の子供の育児中に雇用契約が終了する場合、優先して新たな雇用契約が締結される（*同法第137条3項*）。



注意点

- 産休中に雇用契約が終了し、契約を更新しない事例も少なくないので、本条文が補則されたと考える。そのため、雇用契約の更新義務が発生しそうである。